

入 札 心 得

この心得は、あわら市契約事務規則（以下「規則」という）第20条の9の規程に基づき定めるものとする。

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

第2 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に当該入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。

（1）「地方自治施行令第167条の4」に該当する者

（2）法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者

（3）個人事業の場合は、入札執行者が入札参加者を代表するに足りると認められた以外の者

（4）当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人

第4 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）が入札参加者の場合は、当該企業体のすべての構成員が参加し連記して入札しなければならない。ただし、すべての構成員（代表者を除く。）が当該企業体の代表者を入札代理人とする委任状を作成したときは、当該代表者はその委任状を持参し入札執行者に提出することにより当該企業体を代表して入札することができる。

第5 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引換えまたは撤回をすることができない。

第6 予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを越える金額をもって行った入札は無効とする。なお、規則第20条に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

第7 再度の入札執行は前回の開札終了後10分以内において、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。

第8 入札参加者または入札代理人は、入札執行者が入札終了を宣言するまでは、無断でその場所を離れてはならない。

第9 入札参加資格の確認を受けた者または指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中であっても、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

3 入札の辞退等により入札参加者または入札代理人が1人のときは、入札の執行を取りやめる。

第10 入札参加者または入札代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第11 入札参加者または入札代理人が連合し、または不穩の行為をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者または入札代理人を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、該当各号に定めるところにより落札者を決定するものとする。

(1) 予定価格が別に定める額を超える工事の請負契約については、相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査価格」という。）を設けたとき、当該調査価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、あわら市公共工事低入札価格調査実施要領の規定に基づき、当該入札を行った者について入札価格の妥当性を調査し、落札者を決定する。

(2) 規則第28条第1項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項第1号の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

第13 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（あわら市条例第42号）第2条に該当する契約は、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。

2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。）が市から入札参加の資格制限または指名停止もしくは指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

3 第1項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、市から入札参加の資格制限または指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

4 前2項の規定により仮契約を解除し、または契約を締結しない場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

第14 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。

2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。